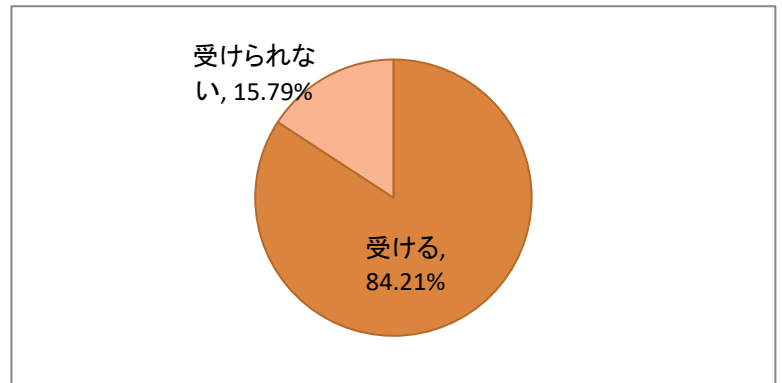


専門委員推薦に際しての調査アンケート

令和3年12月1日
一般社団法人日本知財学会

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

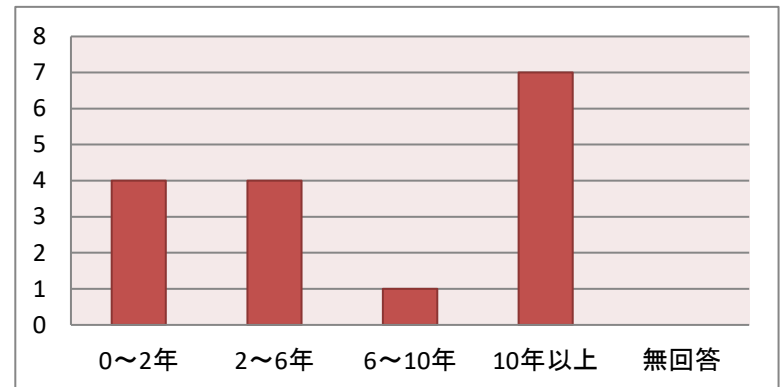
	人数	割合
受ける	16	84.21%
受けられない	3	15.79%
合計	19	100.00%



1.専門委員に関する御経験を伺います

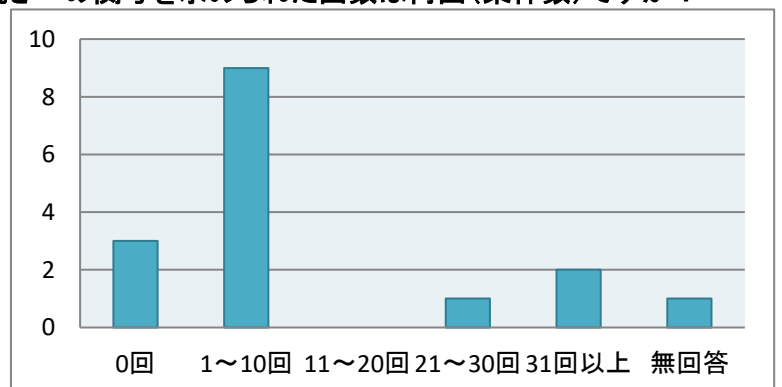
1.1専門委員に任命されて何年ですか？

年数	人数
0～2年	4
2～6年	4
6～10年	1
10年以上	7
無回答	0
合計	16

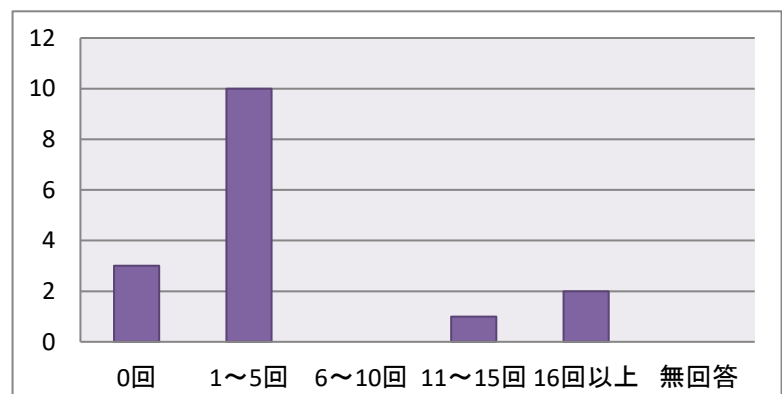


1.2 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

回数	人数
0回	3
1～10回	9
11～20回	0
21～30回	1
31回以上	2
無回答	1
合計	16

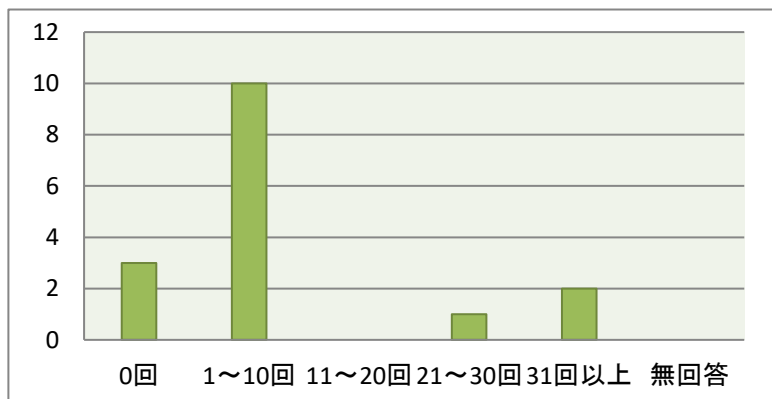


案件数	人数
0回	3
1～5回	10
6～10回	0
11～15回	1
16回以上	2
無回答	0
合計	16



1.3 質問1.2のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

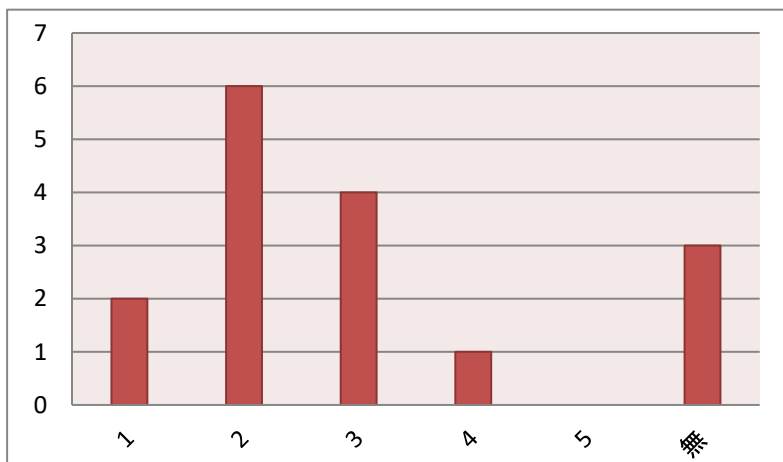
回数	人数
0回	3
1～10回	10
11～20回	0
21～30回	1
31回以上	2
無回答	0
合計	16



1.4 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

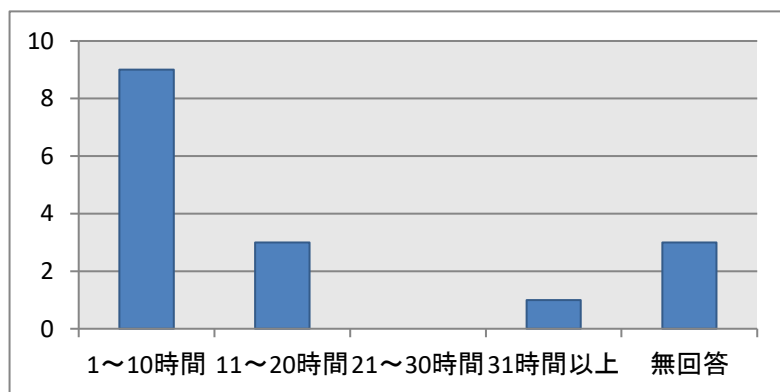
●打ち合わせ

時間	人数
1時間	2
2時間	6
3時間	4
4時間	1
5時間以上	0
無回答	3
合計	16



●予備的な調査など

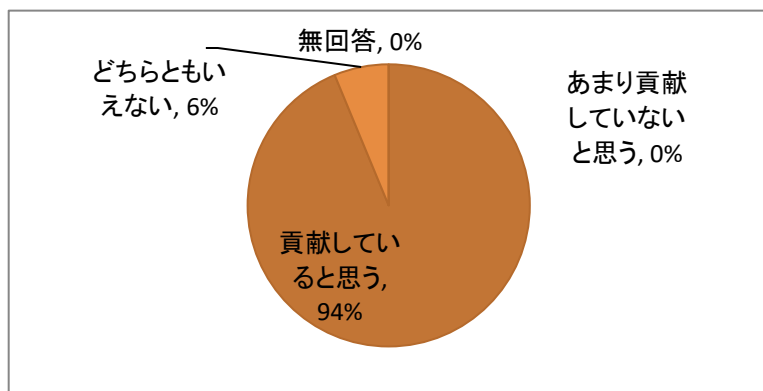
時間	人数
1～10時間	9
11～20時間	3
21～30時間	0
31時間以上	1
無回答	3
合計	16



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

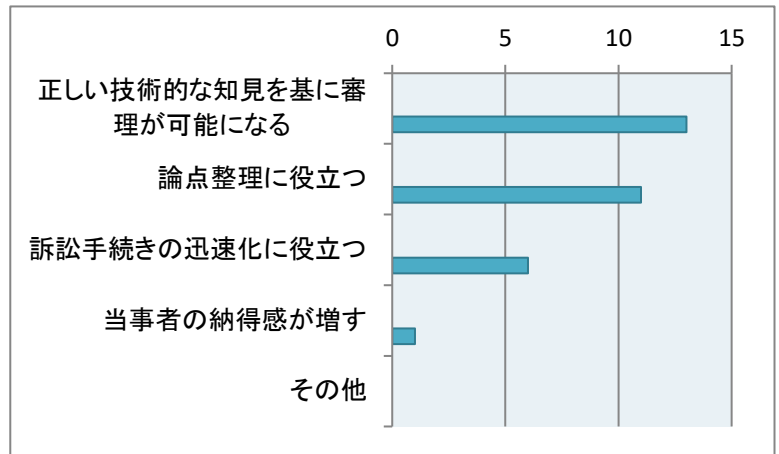
2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

	人数	割合
貢献していると思う	15	94%
どちらともいえない	1	6%
あまり貢献していないと思う	0	0%
無回答	0	0%
合計	16	100%



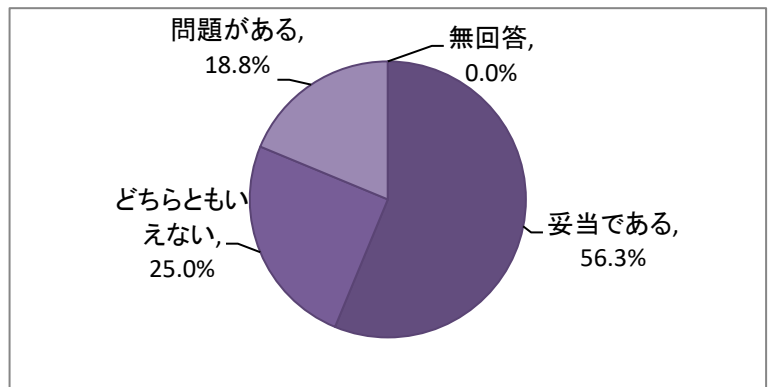
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	13
論点整理に役立つ	11
訴訟手続きの迅速化に役立つ	6
当事者の納得感が増す	1
その他	0



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

	人数	割合
妥当である	9	56.3%
どちらともいえない	4	25.0%
問題がある	3	18.8%
無回答	0	0.0%
合計	16	100.0%



2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

事前準備時間に配慮した報酬とすることが望ましい。

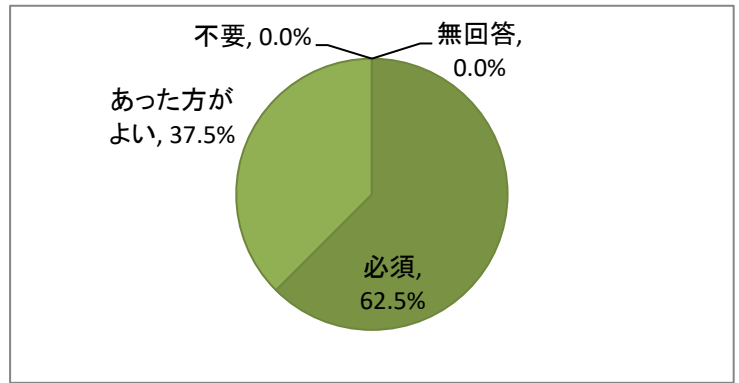
報酬については、出頭した時間が基準になっており、事前に調査した時間が含まれない。

膨大な時間を費やしている予備的な調査に費やす時間に対する対価がない。

2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

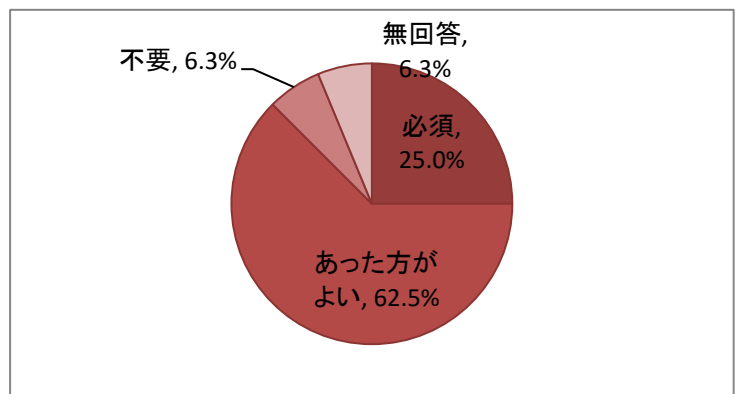
■知財制度の知識

	人数	割合
必須	10	62.5%
あった方がよい	6	37.5%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	16	100.0%



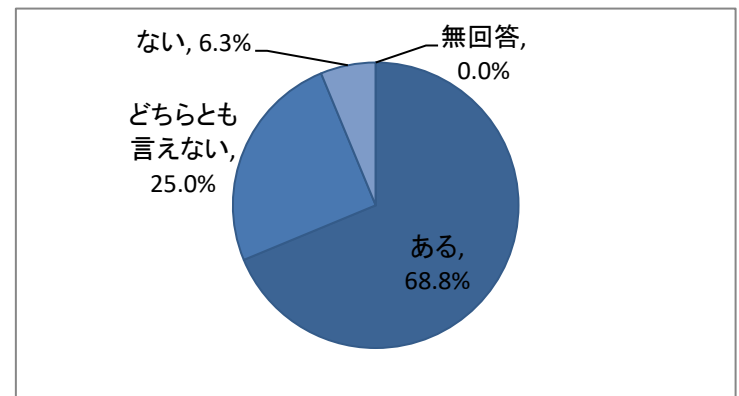
■訴訟手続きに関する知識

	人数	割合
必須	4	25.0%
あった方がよい	10	62.5%
不要	1	6.3%
無回答	1	6.3%
合計	16	100.0%



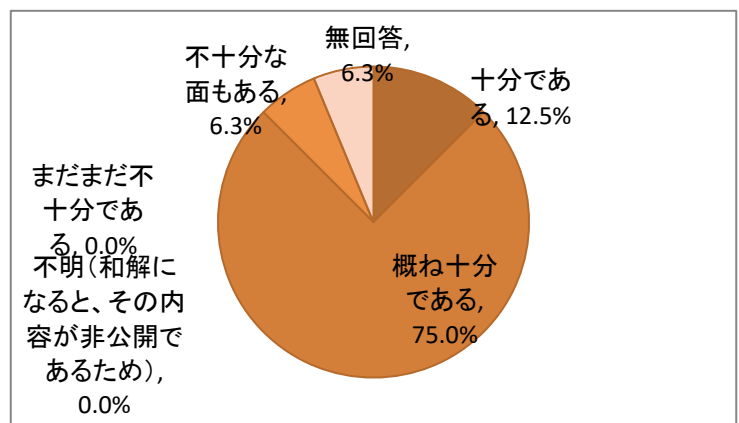
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

	人数	割合
ある	11	68.8%
どちらとも言えない	4	25.0%
ない	1	6.3%
無回答	0	0.0%
合計	16	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

	人数	割合
十分である	2	12.5%
概ね十分である	12	75.0%
不十分な面もある	1	6.3%
まだまだ不十分である	0	0.0%
不明(和解になると、その内容が非公開であるため)	0	0.0%
無回答	1	6.3%
合計	16	100.0%



2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

専門委員が出頭して技術的知見を述べる機会(時間)は限られており、技術的知見の見解が異なる場合、技術知見が間違っているも多数決または調査官の知見が優先になるようである。

2.9 その他、専門委員に関するご意見(自由記述)。

もう少し、専門委員の活用を裁判所も積極的に受け入れてもよいのではないかと感じました。

女性の専門委員数がさらに増えると良いと思います。

専門委員の関与する機会は少ないと感じる。出頭しなくても、メールなど通信で、もっと多くの知見を収集してもよいと感じる。

バイオや原子力等のような極めて特殊な技術領域を除いては、裁判官は極めて優秀且つ大変な努力家の方々であるので、発明等の内容を理解することは十分におできなっていると拝察しております。そのため、専門委員がいなければ訴訟指揮が困難という場面は限られているものと思います。米国では所謂技術判事(工学系出身の裁判官)が多くおられます。しかしながら、特許訴訟はあらゆる領域で発生する可能性がありますので、ある特定領域の技術のみ詳しくてもそれ以外の分野には当該判事は対応できない可能性があります。そういった意味では、我が国の現行制度のように理解が困難と思われるときのみにある特定領域のエキスパートのコメントを活用するという制度設計の方が柔軟性があるのではないかと思量いたします。理想的には、米国のように技術バックグラウンドを有する判事が、更に詳細な知見を有する専門家のコメントを求めるといった方がさらに優れた成果をあげられるのかもしれませんが。

コロナの影響か、研究会が行われなくなったようで、状況が落ち着いたらまた検討いただきたい。

長年にわたり携わっていますが、大変やりがいのある仕事であると考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。